平成29年度 財政的援助団体等監査実施結果

1 監査対象団体及び監査の着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものに関する監査の実施に当たり、監査対象団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

【共通事項】

出納その他の事務が適正に執行され、関係諸帳簿を整備し、証拠書類等と符合しているか。

- (1) 県が資本金等の4分の1以上を出資(出捐)している団体(以下「出資団体」という。)
 - ・出資の目的に沿って適切かつ効率的に事業が行われているか。
 - ・会計経理、財産管理等は、適正に行われているか。
 - 経営成績及び財政状況は、良好か。
- (2) 県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体 (以下「補助金等交付団体」という。)
 - ・補助金等の条件に従って、適切かつ効率的に事業が行われているか。
 - ・補助金等の目的以外に支出し、又は他に流用していないか。
 - ・補助金等の目的が達成されているか。
- (3) 公の施設の管理を行わせている団体(以下「公の施設管理団体」という。)
 - ・公の施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って、適切かつ効率的に管理が行われているか。
 - 委託料の受領その他の会計経理は、適正に行われているか。
 - ・経営成績及び財政状況は、良好か。

2 監査実施団体

監査対象団体の中から、次の18団体を選定し監査を実施した。

(1) 出資団体(10団体)

公益財団法人 やまなし文化学習協会

公立大学法人 山梨県立大学

社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団

地方独立行政法人 山梨県立病院機構

公益財団法人 山梨県国際交流協会

公益財団法人 山梨県子牛育成協会

公益財団法人 山梨県農業振興公社

山梨県住宅供給公社

公益財団法人 山梨県体育協会

公益財団法人 山梨県馬事振興センター

(2) 補助金等交付団体(1団体)

山梨県交通対策推進協議会

(3) 公の施設管理団体 (7団体)

一般財団法人 山梨県消防協会【山梨県立防災安全センター】

公益財団法人 キープ協会【山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター】

山梨県造園建設業協同組合【山梨県立武田の杜保健休養林】

株式会社ピカ【山梨県立富士北麓駐車場】

株式会社 ハイジの村【山梨県立フラワーセンター】

株式会社 富士グリーンテック【山梨県御勅使南公園、山梨県立飯田野球場】

清里丘の公園・ニホンターフメンテナンス共同企業体【丘の公園】

3 監査対象期間

平成28年度

4 監査実施期間

平成29年8月31日~平成29年12月21日

5 監査の方法

監査は、監査対象期間における財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況について、抽出の方法により、 諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

6 監査結果処理区分

監査結果は次のとおり区分した。

(1) 指摘事項

法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの

(2) 指導事項

指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの

(3) 注意事項

不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

(4) 意 見

監査の結果に基づき組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項

7 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。

また、監査実施団体及び所管部局に対しては、文書で通知のうえ、処理状況について回答を求め、その回答内容についても公表する。

注意事項については、監査実施団体及び所管部局に文書で通知する。

意見については、監査実施団体及び所管部局に文書で通知し、監査の結果とともに公表する。また、その回答内容についても公表する。

8 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、概ね適正に処理されていた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項、意見とした区分ごとの集計は、次のとおりである。

- (1) 指摘事項 6件
- (2) 指導事項 37件
- (3) 注意事項 19件
- (4) 意 見 6件

9 団体ごとの監査の結果及び意見

別紙のとおりである。

10 監査を通じての総括的意見

今回の監査は、全体として事務改善が進んだ結果、指導事項等の件数は62件で、指導事項等の件数が10件以上の団体も1団体にとどまった。

しかし、前回監査で指摘・指導事項とした内容が未改善であった事例が、4団体(1団体は、前回、前々回と3回連続)において認められたことから指摘事項とした。これらは、措置状況のとおり改善策が徹底されていれば、いずれも再発を防ぐことができたものであり、団体の取組を強く求めるところである。

また、県が出資している団体の所管課においては、団体の事務改善に結び付く取組の実施状況を的確に把握し、事務処理の適正化に向け、引き続き、必要な指導・助言に努められたい。

次に、指定管理者制度を導入している施設において、消防設備点検や産業廃棄物の処分に係る法令で定められた手続が、適正に行われていなかった事案が2団体において認められた。

指定管理者が管理する施設の所管課においては、利用者の安全に関わる内容も含まれることから、公の施設の管理運営が法令に則って適正に行われるよう、再点検を実施するなど、指定管理者との連携を密にして適切な指導に努められたい。

監査対象団体	公益財団法人のおなし文化学習協会
所管部 (局) 課	県民生活部 生涯学習文化課 県民生活・男女参画課 (公の施設管理)
監査実施日	平成 29 年 9 月 27 日、28 日 11 月 15 日
事業の概要	文化の香り高い山梨の実現に向け、県民の自発的な芸術文化、生涯学習活動を推進・支援
717 172 23	するとともに、男女共同参画社会の形成を促進し、地域文化の振興を図るとともに、地域社
	会の活性化を担う人材の育成に寄与することを目的とする。
	(1)芸術文化の推進及び振興
	(2) 生涯学習の推進及び振興
	(3) 男女共同参画の推進及び振興
	(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
財政的援助等	[出捐金] (出捐率 50.0%) 15,000,000円
の内容	〈公の施設管理〉 山梨県立男女共同参画推進センター
, , , ,	指定期間 平成 26 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日
	指定管理料(平成 28 年度) 132,694,000 円
監査の結果	「指摘事項
	前回監査において、双葉ふれあい文化会館の利用料金の現金及び森の教室の参加費の現
	金について、財務規程第17条の3に「収納の日又はその翌日に払い込まなければならな
	い。ただし、収納した金額が3万円に達するまでは、収納した日のもっとも古い日を起算
	日として7日分までの金額を取りまとめ、その翌日までに払い込むことができる。」と規
	定されているが、7日を超えて払い込まれているものがあり、双葉ふれあい文化会館の利
	用料金の現金については、3万円を超えた時点で迅速に払い込まれていないものがあった
	ことから、指導事項とした。
	この監査結果に基づく措置状況において、「現金の取扱いについては、現金出納簿によ
	り複数での確認を徹底していく。」と回答があったが、今回の監査においても、現金収納
	後の払い込みが規定どおり行われておらず、遅延しているものがあり、前回の指導事項が
	改善されていなかった。 (双葉ふれあい文化会館)
	[指導事項]
	1 支出事務において、次のとおり不備があった。
	(1)納税証明書の請求に要する収入印紙等の購入において、資金前渡で支出されているが、
	財務規程第 21 条に規定されている前渡資金精算書及び物品購入報告書が作成されてい
	なかった。(本部)
	(2) 公益法人定期報告に係る納税証明書の発行手数料について、支出負担行為伺いが作成
	されていなかった。 (本部)
	(3) 財務規程第23条の2の立替払が認められているケースではないにもかかわらず、立
	替払となっているものがあった。 (本部) (山梨県近代人物館) (ぴゅあ富士)
	2 契約書及び請書に、次のとおり不備があった。
	(1) サテライトスクール事業業務委託契約において、支出負担行為伺いの起案日及び請負
	業者からの見積書の日付が、契約書の委託開始日より後の日付となっていた。
	(山梨県生涯学習推進センター)
	(2)「生涯学習やまなし」の発行及び送付に係る請書において、契約締結日が委託開始日
	より後の日付となっていた。 (山梨県生涯学習推進センター)
	(3)公演に関する契約書において、違約金条項に記載した違約金額が契約金額の 10/100
	とすべきところ 1/100 とされていた。 (双葉ふれあい文化会館)
	(4) 委託契約書において、違約金条項が記載されていないものがあった。
	(双葉ふれあい文化会館)(ぴゅあ峡南)(ぴゅあ富士)
	3 財務規程第18条及び第20条において、支出負担行為伺い及び支出伺いは事務局長の決

監査の結果	裁を受けなければならないと定められているが、事務局長の決裁印が押印されていないも
	のがあった。 (山梨県生涯学習推進センター) (ことぶき勧学院)
	4 協会が備えるべき会計帳簿(補助簿)として財務規程第 40 条に規定されている基本財
	産台帳が、作成されていなかった。 (本部)

〈注意事項〉1 件

監査対象団体	公立大学法人 山梨県立大学
所管部 (局) 課	県民生活部 私学・科学振興課
監査実施日	平成 29 年 9 月 14 日、15 日 12 月 21 日
事業の概要	大学を設置し、及び管理することにより、人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性
	及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、
	豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的とする。
	(1) 大学を設置し、これを運営すること
	(2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと
	(3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外
	の者との連携による教育研究活動を行うこと
	(4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること
	(5) 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること
	(6)上記の各業務に附帯する業務を行うこと
財政的援助等	[出資金] (出資率 100.0%) 7,152,075,733 円
の 内 容	〔交付金〕 公立大学法人山梨県立大学運営費交付金(標準運営費交付金) 916,004,000 円
EV+	公立大学法人山梨県立大学運営費交付金(特定運営費交付金) 138,805,606 円
監査の結果	[指摘事項] なし
	1 小口現金の設定額について、小口現金取扱要項第4条において、会計事務取扱規程第15
	条第2項に規定されている限度額(各キャンパス30万円)の範囲内で、「小口現金取扱
	責任者は、小口現金の設定を申請するときは、小口現金(設定・変更・廃止)申請書を会 計責任者に提出しなければならない。」とされているが、設定額3万円で決定された平成
	-
	年3月31日)があったにもかかわらず、変更申請書が提出されていなかった。
	中3月31日)がめつににもががわりり、変更申請責が提出されていながった。 2 物品及び不動産等の検査について、物品管理規程第6条及び不動産等管理規程第7条に、
	2 初出及び不動産等の機量に ラジーで、初出電星飛程第 0 米及び不動産等電星飛程第 1 米に、 各々の管理者は毎事業年度 1 回以上検査を実施し、現品管理状況の適否及び帳簿記録の正
	告されていなかった。
	地方の人口減少と地域の活力低下に歯止めをかけ、地方創生と地方の自立を推進してい
	くため、今、地方の公立大学には、地方を担う人材を育成し、地方への新しい人の流れを
	つくる「地(知)の拠点」としての役割が期待されている。
	県立大学におかれては、県が示した第2期中期目標(平成28年度~平成33年度)の達成
	に向け、県内の企業、医療機関、団体等と連携を図りつつ、地域課題への対応を目指す共
	同研究や現場人材の研修等の事業などを積極的に展開しているところであるが、引き続
	き、地域の産業振興や地域福祉、住民の生活・文化の向上に取り組むとともに、地域の課
	題解決に貢献できる優秀な人材の供給や地域社会が抱える課題への対応など、中期計画の
	着実な推進に取り組まれたい。

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団	
所管部 (局) 課	福祉保健部 福祉保健総務課 障害福祉課(公の施設管理)	
監査実施日	平成 29 年 10 月 23 日、24 日 12 月 1 日	
事業の概要	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよ	う創意工夫す
	ることにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成	戈され、又はそ
	の有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう	支援すること
	を目的とする。	
	(1) 第一種社会福祉事業	
	養護老人ホーム、児童養護施設、特別養護老人ホーム、障害者支援が	施設の経営
	(2) 第二種社会福祉事業	
	老人デイサービス事業、老人短期入所事業、障害福祉サービス事業、	
	聴覚障害者情報提供施設、老人居宅介護等事業、相談支援事業の経営	当
財政的援助等	[出資金] (出資率 99.1%)	13, 300, 000 円
の 内 容	〈公の施設管理〉 山梨県立聴覚障害者情報センター	
	指定期間 平成 26 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日	
	指定管理料(平成 28 年度)	33, 929, 000 円
監査の結果	[指摘事項]	

前回の監査において、平成25年度の監査で指導事項とした、経理規程施行細則第41条 に規定された物品等の検収時の処理(検収年月日、職氏名の記名、押印)が行われていな かったことについて、未改善であったことから、指摘事項とした。

この監査結果に基づく措置状況において、「今後、検収時における記載事項及び押印に ついて、複数職員による確認を徹底し、再発の防止に努める。」と回答があったが、今回 の監査においても、同様の事案が認められ、改善が図られていなかった。

(本部事務局)(はまなし寮)

[指導事項]

1 経理規程施行細則第 13 条では「契約担当者は契約その他支出の原因となる行為をしよ うとするときは、支出負担行為伺いにより決裁を受けなければならない。」と定められて いるが、保険への加入について、保険期間終了後に決裁を受けていた。また、支出負担行 為伺いで決裁を受けるべきところを、物品購入要求書により決裁を受けていた。

(きぼうの家)

- 2 廃棄物処理委託契約において、予定価格が100万円を超えていたため、競争入札による 契約を行うべきところ、単年度の支出限度額が100万円以下であったことから、2者の見 積合わせによる随意契約が行われていた。 (もえぎ寮)
- 3 平成29年3月分職員食事代(利用者等外給食収益)が未収金に計上されていなかった。
- 4 サテライト桃源荘の売店における食品類の販売は、法人税法上の収益事業に該当する が、収益事業開始の届出及び収益事業の税務申告が行われていなかった。 (本部事務局)
- 5 経理規程第29条に「現金について、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照 合し、会計責任者に報告しなければならない。」と定められているが、毎日の照合及び報 告が行われていなかった。 (本部事務局) (はまなし寮)
- 6 物品購入要求書について、会計責任者の決裁印が押印されていないものがあった。 (本部事務局)
- 7 棚卸資産である給食用材料(非常用食品)について、平成28年度中に購入した分の金 額が期末残高に正しく反映されておらず、貸借対照表上の計上金額が相違していた。また、 経理規程第 43 条第 2 項及び計算書類に対する注記に「棚卸資産は最終仕入原価法に基づ く原価法により評価する。」と定められているが、購入した際の個別の取得価額で評価さ れており、評価方法が相違していた。 (はまなし寮)

〈注意事項〉2件

意	見	今回の監査において、不適切な事務処理が多数認められた。特に、指摘事項については、
		直近2回の監査において強く改善を促してきた物品納入時における検収確認に関するもの
		で、監査結果に対する措置状況のとおり改善策が徹底されていれば再発を防げたものであ
		る。これまでの監査結果が、事業団の事務改善に結び付かなかったことは、遺憾である。
		指摘事項となった事案は、過去に問題となった施設とは別の施設において認められたも
		のであるが、事業団全体の問題として受け止めていただき、本部が統一的に指導すること
		により、組織として事務処理の適正化に努められたい。

監査対象団体	地方独立行政法人 山梨県立病院機構	
所管部(局)課	福祉保健部 医務課	
監査実施日	平成 29 年 10 月 10 日、11 日 11 月 29 日	
事業の概要	山梨県の医療政策として求められる高度先進医療を実施するとともに	単早ニーズに対応
平木 57 陇 女	した良質な医療を提供し、及び県内における医療水準の向上を図り、も	
	保及び増進に寄与することを目的とする。	ラ C 州 L(*) (世)家*/) 唯
	(1) 医療を提供すること	
	(1)	
	(3)医療に関する調査及び動力を行うこと	
	(3) 医療に関する技術者の動態を行うこと	
	(4) 医療に関する地域 (v) X 版を打りこと	
	(6)上記に掲げる業務に附帯する業務を行うこと	
財政的援助等	「出資金」(出資率 100.0%)	243, 220, 940 円
の 内 容	「山真金」(山真学 100.0 //// 〔補助金〕山梨県ドクターへリ運用事業費補助金	229, 790, 000 円
	医療施設勤務環境改善設備整備事業費補助金	39, 970, 000 円
	ロ梨県ゲノム解析・研究事業費補助金	20,000,000 円
	「一」	11,823,000 円
	パルシ原連携拠点柄焼機能強化事業補助金 感染症指定医療機関運営事業費補助金	5, 427, 000 円
		3, 904, 000 円
		3,541,000円
		1,540,000円
	新人看護職員卒後研修事業費補助金 周産期母子医療センター運営事業補助金	1, 175, 000 円 724, 000 円
	「一」	917, 000, 000 円
		3, 688, 414, 000 円
	〔負担金〕山梨県立病院機構運営費負担金 エイズ中核拠点病院事業費負担金	
監査の結果	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	203, 729 円
監査の結果	[指摘事項] 前回監査において、契約書に、契約保証金の免除及び違約金に関す。	て東西の記載がおい
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の事項の記載がない
	マハ畑がありたことがら、相等事項とした。 この監査結果に基づく措置状況において、「契約書作成担当者及び約	又細切当者が知万碑
	認を行い、予定数量及び必要な項目等の記載の不備がないよう徹底し	
	これで、「足数量及び必要な場合等の記載の不偏がないよう徹底であったが、今回の監査においても、契約書の記載に次のとおり不備が	
	導事項が改善されていなかった。	
	「1)産業廃棄物収集運搬業務委託契約書及び産業廃棄物処分業務委託	切め書に 切め促証
	金の免除に関する事項及び違約金に関する事項の記載がなく、また	
	歩の元标に関する事項及び遅れ並に関する事項の記載がなく、よた め予定数量を記載する必要があったが、記載されていなかった。	<i>、</i> → 両大ハッ (ω/ ω/ ω/
	(2) 山梨県立病院看護師募集案内ツール制作業務委託契約書に、契約	 全の支払方法及7ド
	(2) 四米ボエ州が有機師券来来パラール間目来研奏に失い音に、失い 違約金に関する事項が記載されていなかった。	A 本 へ 又 1日 71 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17
	(3) 財務会計システム運用保守業務契約書に、契約保証金の免除に関	よろ事項及7K造約会
	に関する事項が記載されていなかった。	プ゚┛ Ŧ゚アミノス レ゚ノ建ルン「並
	『一方 』 ずたり・1 中	

監査の結果

[指導事項]

- 1 平成 27 年度末棚卸資産の修正として 20,891,603 円が、その発生原因が不明のまま、損益計算書の臨時利益の過年度損益修正益に計上されていた。なお、監査日現在に至っても、棚卸資産の修正の発生原因が明らかにされていなかった。
- 2 平成 28 年度の決算報告書において、予算額の一部に記載誤りがあった。また、平成 28 年度に予算の変更を行っていたが、予算差引簿の予算額が変更後の予算額ではなく、当初の予算額のままになっていた。
- 3 長期未収金が次のとおり認められた。(決算日現在)
 - · 中央病院 医業未収金 211,752,618 円
 - ・北病院 医業未収金 16,373,938円 計 228,126,556円

〈注意事項〉4件

意

見

1 高齢化の進展など医療を取り巻く環境の変化と多様化する医療ニーズへの的確な対応 が求められる中、病院機構におかれては、引き続き、救命救急、周産期母子医療、精神科 救急等の機能を担う急性期医療の基幹病院として政策医療を確実に実施するとともに、地 域の医療機関との連携を一層強化するなど、県が示した第2期中期目標(平成27年度~ 平成31年度)の達成に向け、県民に信頼される質の高い医療の提供と経営基盤の安定化に 着実に取り組まれたい。

また、中央病院における薬剤紛失事案については、薬剤部の入室制限などの再発防止策を定めた改善計画を着実に実施し、二度と県民の信頼を裏切り不安を抱かせることのないよう、薬剤管理の強化に努められたい。

2 過去に病院機構を割愛退職して県に採用された元機構職員の退職金については、負担の ルールが不明確であったため、県へ転籍した時点で、在籍時に引き当てた退職給付引当金 を取り崩していたが、県と協議した結果、機構に在籍していた期間に相当する額を支払う こととなり、平成28年度決算において、該当職員4人の退職手当に要する経費(84,863,471 円)が臨時損失として損益計算書に計上された。

多額の臨時損失は、機構の安定的な経営を阻害する要因となることから、今後、このような多額の臨時損失が生じることのないよう、将来的に負担が想定される経費について県と協議を行い、負担方法を取り決められたい。

3 現在、有形固定資産の減価償却については、取得価額から 100 分の 10 に相当する額を 控除した価額に定額法の償却率を乗じて算出している。また、既に耐用年数を経過した償 却終了後の有形固定資産の残存価額については、取得価額の 5%と見積もり、その帳簿価額 の総額は約3億4,900万円となっている。

しかし、償却終了後の帳簿価額を5%として会計上の見積りを行う方法は、その時点での 資産価値の実態を反映しているとは言えないため、前回監査において、残存価額を備忘価 額(1円)とすることを検討されたい旨意見を述べた。

病院機構が採用している会計上の見積り方法も制度的に認められたものではあるが、医療機器は高額なものが多いことから、処分に際して多額の除却損が発生するおそれがあり、決算への影響も懸念される。

ついては、資産価値を適切に評価して経済実態を反映させることにより、病院機構の経営状態がより明確となることから、有形固定資産の残存価額の取扱いについて、改めて検討されたい。

監査対象団体公益財団法人 山梨県国際交流協会所管部(局)課観光部 国際観光交流課監査実施日平成29年9月5日事業の概要県民が主体となった国際交流、国際協力等の推進を図り、もって世界に開かれたふるさと山梨づくりに寄与することを目的とする。

事業の概要	(1) 国際交流の推進に関すること	
	(2) 国際協力の推進に関すること	
	(3) 多文化共生の推進に関すること	
	(4) 海外山梨県人会との連携に関すること	
	(5) 国際交流、国際協力等に係る団体の指導育成に関すること	
	(6) 関係官庁及び団体との連絡調整並びに受託事務に関すること	
	(7) その他協会の目的を達成するために必要な事業の推進に関すること	
財政的援助等	[出捐金] (出捐率 78.7%)	200, 100, 000 円
の 内 容	〔補助金〕公益財団法人山梨県国際交流協会事業費補助金	700,000 円
	<公の施設管理> 山梨県立国際交流センター	
	指定期間 平成 26 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日	
	指定管理料(平成 28 年度)	36, 581, 000 円
監査の結果	[指摘事項] なし	
	[指導事項]	
	1 基本協定書第27条に規定されている事業報告書が提出されていなかっ	た。
	2 非常勤嘱託職員の勤務体制の変更に伴い、特別報酬の額を変更していた	たが、支給の根拠
	となる非常勤嘱託取扱要綱が改正されていなかった。	
	3 退職給付引当金の算定の基礎となる自己都合退職の場合の退職手当の記	計算方法が、協会
	の職員退職手当規程に定められた計算方法と相違していた。	
	〈注意事項〉なし	

監査対象団体	公益財団法人 山梨県子牛育成協会	
所管部 (局) 課	農政部 畜産課	
監査実施日	平成 29 年 10 月 6 日	
事業の概要	山梨県内の子牛の生産、育成並びに子牛の確保に関する事業を行い畜産の	の安定発展に寄与
	すること並びに広大な草地・林地を管理することにより国土保全に寄与する	ることを目的とす
	る。	
	(1) 子牛の生産、育成技術に関する調査及び啓蒙、宣伝	
	(2) 子牛の生産、育成振興事業	
	(3) 動物のふれあい事業に関する事業	
	(4) 公共育成牧場の業務受託事業	
	(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	
財政的援助等	[出捐金] (出捐率 100.0%)	10,000,000円
の 内 容	〈公の施設管理〉 山梨県立八ヶ岳牧場	
	指定期間 平成28年4月1日~平成33年3月31日	
	指定管理料(平成 28 年度)	190, 186, 000 円
	山梨県立まきば公園	
	指定期間 平成 26 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日	
	指定管理料(平成 28 年度)	17, 379, 000 円
監査の結果	[指摘事項] なし	
	〔指導事項〕	
	1 契約書において、財務規程第 15 条に規定されている違約金に関する	事項の記載がない
	ものがあった。	
	2 事前に利用が予定されていた高速道路料金について、財務規程では資金	金前渡により支払
	われるべきところ、立替払により支払われていた。このため、現金出納	帳において、現金
	残高がマイナスで記帳されている箇所があった。	
	〈注意事項〉なし	

監査対象団体	公益財団法人 山梨県農業振興公社	
所管部 (局) 課	農政部 農業技術課 担い手・農地対策室	
監査実施日	平成 29 年 10 月 5 日	
事業の概要	本県農業・農村の持続的発展のため、農業経営の基盤強化、農地の有効利用、将来を担う 優れた農業者の確保育成、農産物のブランド化等による産地育成、その他地域農業構造の改	
	善及び農業・農村の活性化、土地改良事業等の業務受託等の事業を行い	
	と整備・保全並びに地域社会の健全な発展に寄与することを目的とす。	
	- (1)農業経営の基盤強化と農地の有効利用に関する事業であって、A	欠に掲げるもの
	農地中間管理に関する事業	
	農地売買等に関する事業	
	農用地等の整備に関する事業	
	農業構造の改善及び農村環境の整備並びに農村の活性化等に	関する事業
	土地改良事業及び耕作放棄地再生活用事業等の業務受託に関	する事業
	(2)将来を担う優れた農業者の育成・確保に関する事業であって、	欠に掲げるもの
	青年農業者等担い手の確保育成に関する事業	
	就農希望者に対する就農相談活動に関する事業	
	就農支援資金の貸付等に関する事業	
	(3)農産物のブランド化等による産地育成に関する事業であって、	欠に掲げるもの
	県農作物奨励品種等の種苗の増殖、供給に関する事業	
	(4)農業・農村の活性化に関する調査等の受託に関する事業であって	て、次に掲げるもの
	中央新幹線の構造物による農作物への影響調査の業務受託に	関する事業
	(5) その他公社の目的を達成するために必要な事業	
財政的援助等	[出捐金] (出捐率 68.6%)	451, 500, 000 円
の 内 容	〔補助金〕農地中間管理機構事業推進費補助金	51,801,714円
	機構借受農地整備事業費補助金	10, 170, 360 円
	就農支援センター事業費補助金	7, 178, 572 円
	〔貸付金〕農地保有合理化促進事業資金貸付金	144, 793, 000 円
EV+	〔損失補償〕農地保有合理化促進事業	149, 446, 021 円
監査の結果	[指摘事項] ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	マーン・マーニ (炊三円 10.)マ
	前回監査において、満期保有目的の債券のうち第139回長期国債に	こういく、計昇誤りに
	より帳簿価額が過少計上となっていたことから、指導事項とした。	をおは木) 借出店舗
	この監査結果に基づく措置状況において、「再度、有価証券整理領域の計算法法を正しいするに表示を行った。」と同僚があったが、今	, - ,,, , , , , , , , , , , , , , , , ,
	法の計算方法を正しいものに訂正を行った。」と回答があったが、今 一部の長期国債の帳簿価額に償却原価法(定額法)の計算誤りがあ・	
	「指導事項」	·) / C o
	『日号子名』 1 - 職員の給与に関する規程第6条において、「職員の給料の支給に~	ついては 山利甩一船
	「職員の相子に関する流程界の末に切りて、「職員の相待の文相に」 職の職員の例による。 と定められているが、傷病休暇により月の金	
	小職員に通勤手当が支給されていた。	
	2 時価評価していた有価証券について、平成 28 年度決算において	平価方法を変更し償却
	原価法により評価していたが、重要な会計方針の変更の注記がされ	
	〈注意事項〉なし	- 3

監査対象団体	山梨県住宅供給公社	
所管部 (局) 課	県土整備部 建築住宅課 同課 住宅対策室(公の施設管理)	
監査実施日	平成 29 年 10 月 18 日	
事業の概要	住宅を必要とする勤労者に対し、居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供	
	給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	
	(1) 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡	

事業の概要	(2) 宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡	
	(3)以上の範囲内での受託業務	
財政的援助等	[出資金] (出資率 100.0%)	10,000,000 円
の 内 容	〔補助金〕住宅供給公社債務処理対策補助金	240,000,000 円
	高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金	11, 326, 000 円
	〔負担金〕住宅供給公社職員共済組合費負担金	2, 188, 967 円
	〔貸付金〕住宅供給公社債務処理対策貸付金	6,876,232,000 円
	〔損失補償〕住宅供給公社事業	9, 148, 013, 713 円
	〈公の施設管理〉 山梨県特定公共賃貸住宅及び山梨県準特定優良賃貸住	宅
	指定期間 平成 28 年 4 月 1 日~平成 33 年 3 月 31	日
	指定管理料(平成 28 年度)	15,818,633 円
監査の結果	[指摘事項] なし	
	[指導事項]	
	次のとおり、長期未収金があった。(決算日現在)	
	事業未収金(一般賃貸住宅管理事業未収金) 5,791,918円	
	その他未収金(貸借勘定関連未収金) 13,713,316円	
	〈注意事項〉2 件	

監査対象団体	公益財団法人 山梨県体育協会	
所管部 (局) 課	教育庁 スポーツ健康課 県土整備部 都市計画課(公の施設管理)	
監査実施日	平成 29 年 9 月 20 日、21 日 12 月 21 日	
事業の概要	山梨県におけるスポーツを振興し、県民の体力の向上を図るとともに、ス	スポーツ精神を養
	うことを目的とする。	
	(1) 生涯スポーツの振興を図ること	
	(2) 競技力の向上を図ること	
	(3) 国民体育大会に参加する役員及び競技者を選定並びに派遣すること	
	(4)各種スポーツ大会、講習会等を開催すること	
	(5)スポーツ指導者を育成すること	
	(6)総合型地域スポーツクラブの育成を支援すること	
	(7)スポーツ少年団を育成すること	
	(8) スポーツについての調査・研究及び情報を提供すること	
	(9) スポーツの振興に功績のあった個人・団体を表彰すること	
	(10) 加盟団体の組織強化及び相互の連携を図ること	
	(11) 公益財団法人日本体育協会の加盟団体として必要な事業を行うこと	
	(12) その他法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと	
財政的援助等	[出捐金] (出捐率 89.7%)	421, 407, 000 円
の 内 容	〔補助金〕公益財団法人山梨県体育協会事業費補助金	171, 345, 467 円
	〈公の施設管理〉 山梨県小瀬スポーツ公園	
	指定期間 平成 26 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日	
	指定管理料(平成 28 年度)	435, 076, 000 円
	山梨県富士北麓公園	
	指定期間 平成 26 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日	
	指定管理料(平成 28 年度)	79, 479, 000 円
	山梨県緑が丘スポーツ公園	
	指定期間 平成 28 年 4 月 1 日~平成 33 年 3 月 31 日	H
	指定管理料(平成 28 年度)	74, 758, 000 円
	山梨県立八ヶ岳スケートセンター	
	指定期間 平成 26 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日	

財政的援助等	指定管理料(平成 28 年度)	51, 144, 000 円
の 内 容	山梨県立八代射撃場	
	指定期間 平成 26 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日	
	指定管理料(平成 28 年度)	5,522,000 円
監査の結果	[指摘事項]なし	
	〔指導事項〕	
	1 6月支給の期末・勤勉手当について、支給対象期間は12月1日から5.	月 31 日の 6 か月
	であり、3月末決算のため支給総額の6か月分のうち4か月分を賞与引当	4金として計上す
	る必要があるが、計上されていなかった。また、賞与引当金に対する社会	会保険料について
	も、未払費用として計上する必要があるが、計上されていなかった。	
	2 法人税法上、収益事業の退職給付引当金を計上しているが、収益事業の)退職給付引当金
	を法人会計で一元管理するとして法人税別表 4 で全額を認容減算している	る。当該収益事業
	の職員は、退職しておらず退職金も支給していないことから、法人税法」	には損金に算入す
	るのは誤りであり、結果的に未払法人税等が過少に計上されていた。	
	3 「桜まつり」開催に係る委託の一部経費について、委託業務が終了して	こいないにもかか
	わらず、未払金に計上されていた。 (小瀬スポーツ公園)	
	4 県からの事業費補助金の補助対象事業のうち、「クレー射撃競技練習場	陽確保事業費補助
	金」において、実績報告書に添付する書類として、同補助金交付要綱第8	条に定められた
	監査報告書が、添付されていなかった。	
	〈注意事項〉5件	
意 見	体育協会では、将来の退職金の支払いに備え、退職給付引当金として、	期末自己都合退
	職要支給額から中小企業退職共済積立金を控除した額を計上するとともに	こ、勤続 25 年以
	上で定年退職した場合には退職金支給率が増加することから、その所要額	頁として、普通預
	金で別途管理している。	
	体育協会が採用している退職給付引当金の会計処理(簡便法)も、退職	機給付引当金を原
	則的な方法により算定した場合の差額に重要性が乏しい公益法人におい	ては認められて
	いるが、将来の退職金の支払いに備え、普通預金で別途管理しているので	であれば、実態に
	合わせて、一元的に退職給付引当金に計上することを検討されたい。	

監査対象団体	公益財団法人 山梨県馬事振興センター	
所管部 (局) 課	農政部 畜産課	
監査実施日	平成 29 年 8 月 31 日 9 月 22 日	
事業の概要	馬事技術の普及奨励と優良乗用馬の育成供給等を行い、もって乗馬及び畜産の振興に寄	与
	することを目的とする。	
	(1) 馬事技術普及奨励事業	
	(2)優良乗用馬育成供給事業	
	(3) 乗馬振興事業	
	(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	
財政的援助等	[出捐金] (出捐率 40.0%) 400,000	円
の 内 容	〔補助金〕馬術競技等誘致促進事業費補助金 44,646,660	円
	馬術競技場管理費補助金(管理運営費) 3,213,000	円
監査の結果	[指摘事項] なし	
	[指導事項]なし	
	〈注意事項〉2件	

監査対象団体	山梨県交通対策推進協議会
所管部 (局) 課	リニア交通局 交通政策課
監査実施日	平成 29 年 11 月 22 日
財政的援助等	〔補助金〕山梨県交通対策推進協議会補助金 10,644,705円
の 内 容	
補助の目的	交通事故防止対策等を総合的に推進している山梨県交通対策推進協議会の運営及び事業
	の経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	一般財団法人 山梨県消防協会
所管部 (局) 課	防災局防災危機管理課
監査実施日	平成 29 年 11 月 21 日
財政的援助等	〈公の施設管理〉 山梨県立防災安全センター
の 内 容	指定期間 平成 26 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日
	指定管理料(平成 28 年度) 14,566,000 円
監査の結果	[指摘事項]
	消防協会は、県民の安全・安心のために消防団組織等の充実強化、消防防災思想の普及
	広報活動等を行うことにより、地域社会の健全な発展に資することを目的として組織され
	ているにもかかわらず、消防法で6か月に1回行うことが義務付けられている消防用設備
	等の機器点検が、年1回しか実施されていなかった。
	〔指導事項〕
	基本協定書第8条に暴力団の排除について定められているが、清掃業務請負契約書及び
	消防設備等点検契約書において、記載すべき契約解除のための暴力団排除条項が記載され
	ていなかった。
	〈注意事項〉なし

監査対象団体	公益財団法人 キープ協会
所管部 (局) 課	森林環境部 みどり自然課
監査実施日	平成 29 年 11 月 14 日 12 月 20 日
財政的援助等	〈公の施設管理〉 山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター
の 内 容	指定期間 平成 26 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日
	指定管理料(平成 28 年度) 37,542,000 円
監査の結果	[指摘事項]なし
	〔指導事項〕
	1 基本協定書第 11 条第 1 項において、指定管理者は、管理業務と管理業務以外の業務を
	区分して経理しなければならないと定められているが、指定管理業務として実施したプロ
	グラムの材料費の収入(実費徴収)及び支出について、区分経理が行われていなかった。
	このため、事業報告書の管理業務に係る収支決算において、支出の「プログラム材料費」
	の金額に収入の「プログラム材料費」と同一の金額が記載され、実際の支出金額が記載さ
	れていなかった。
	2 事業報告書の管理業務に係る収支決算において、雑損失が支出に計上されていなかっ
	た。
	〈注意事項〉なし

監査対象団体	山梨県造園建設業協同組合
所管部 (局) 課	森林環境部 県有林課
監査実施日	平成 29 年 9 月 26 日
財政的援助等	〈公の施設管理〉 山梨県立武田の杜保健休養林
の 内 容	指定期間 平成 26 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日
	指定管理料(平成 28 年度) 41,508,000 円
監査の結果	[指摘事項] なし
	[指導事項]
	健康の森遊歩道草刈業務において、次のとおり不適切な事務処理があった。
	(1) 直接、外部の業者に再委託すべきところを、同一の法人内で再委託した上で、外部の
	業者に再々委託していた。
	(2) 再委託の委託料と再々委託先に支出した金額に差額が生じていたため、事業報告書の
	管理業務に係る収支決算に計上された委託料が、当該差額分過大となっていた。
	〈注意事項〉なし

監査対象団体	株式会社 ピカ	
所管部(局)課	観光部 観光資源課	
監査実施日	平成 29 年 10 月 19 日	
財政的援助等	〈公の施設管理〉 山梨県立富士北麓駐車場	
の 内 容	指定期間 平成 26 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日	
	指定管理料(平成 28 年度)	30, 402, 000 円
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象団体	株式会社 ハイジの村	
所管部 (局) 課	農政部 花き農水産課	
監査実施日	平成 29 年 10 月 25 日	
財政的援助等	〈公の施設管理〉 山梨県立フラワーセンター	
の 内 容	指定期間 平成 26 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日	
	指定管理料(平成 28 年度)	0 円
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象団体	株式会社 富士グリーンテック	
所管部 (局) 課	県土整備部 都市計画課 教育庁 スポーツ健康課	
監査実施日	平成 29 年 10 月 12 日	
財政的援助等	〈公の施設管理〉 山梨県御勅使南公園	
の 内 容	指定期間 平成 26 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日	
	指定管理料(平成 28 年度) 78,629,000 F	7
	山梨県立飯田野球場	
	指定期間 平成 26 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日	
	指定管理料(平成 28 年度) 7,503,000 F	7
監査の結果	[指摘事項] なし	
	〔指導事項〕	
	1 ウェブサイト運用支援委託契約において、契約書の第 13 条に、委託契約の有効期間に	は
	契約締結日から6か月間とし、以後6か月間ごとに自動更新されると定められているが、	
	契約締結日が契約書に記載されていなかった。 (御勅使南公園)	

監査の結果	2 事業報告書の管理業務に係る収支決算において、通勤手当が人件費に計上されているに
	もかかわらず、その他需用費(旅費交通費)にも誤って計上されているものがあったため、
	通勤手当相当額が過大に計上されていた。 (御勅使南公園)
	〈注意事項〉1件

監査対象団体	清里丘の公園・ニホンターフメンテナンス共同企業体
所管部 (局) 課	企業局総務課
監査実施日	平成 29 年 10 月 3 日
財政的援助等	〈公の施設管理〉 丘の公園
の 内 容	指定期間 平成 26 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日
	指定管理料(平成 28 年度) 0 円
	(企業局に対する納入金162,000,000円)
監査の結果	[指摘事項]
	廃油等の産業廃棄物の処分等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第
	6条の2により、書面により契約を締結し委託することとされているが、契約書を作成す
	ることなく、産業廃棄物の収集運搬の許可を得た一般廃棄物処理業者に処分が依頼されて
	いた。また、同法第 12 条の 3 により、産業廃棄物の引渡し時に交付しなければならない
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)を、交付していなかった。
	〔指導事項〕
	1 経営改善計画策定支援業務委託に係る前渡金について、業務が完了しているため全額費
	用処理すべきであるが、前渡金に計上されていた。
	2 ゴルフ場のコース管理業務委託料の平成28年6月分から平成29年3月分が、監査日現
	在未払となっていた。
	3 消費税の中間納税分のうち、平成 29 年 2 月末までに納付すべき消費税が、平成 29 年
	3月末時点で未納となっていた。